

令和 6 年 8 月 30 日
福島行政監視行政相談センター

9月・10月は行政相談月間です！

～県内各地で行政相談所を開設～

総務省は、9月・10月を「行政相談月間」と定め、相談所の開設、PR活動等を実施しています。

福島行政監視行政相談センターでは、地域住民の皆様が暮らしの中の困りごとなどを気軽に相談できるよう、関係機関等の御協力の下、県内の行政相談委員(116人)とともに、次の活動を行います。



1 「暮らしの困りごと無料相談会」を開催(福島市)

- ◆ 10月8日(火)10:30～15:30 コラッセふくしま 4階 多目的ホール

相談会のプレイベントとして「暮らしに役立つ行政相談パネル展」を開催します(10月6日(日)10:00～8日(火)15:00、コラッセふくしま1階アトリウム)。

2 行政相談委員による「行政相談所」を開設(県内各地)【別添】

- ◆ 地区別の開設箇所数(延べ): 県北地区23か所、県南地区36か所
会津地区46か所、浜通り地区37か所

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、住民の皆様の身近な場所(市役所、町村役場、公民館など)で行政相談所を開設します。



総務省行政相談センター

まくみみ福島

お問い合わせ先 福島行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 森、佐藤
電話: 024-534-1101

(参考)

行政相談とは？

地域住民の皆様から国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです（無料・秘密厳守）。

【相談例】

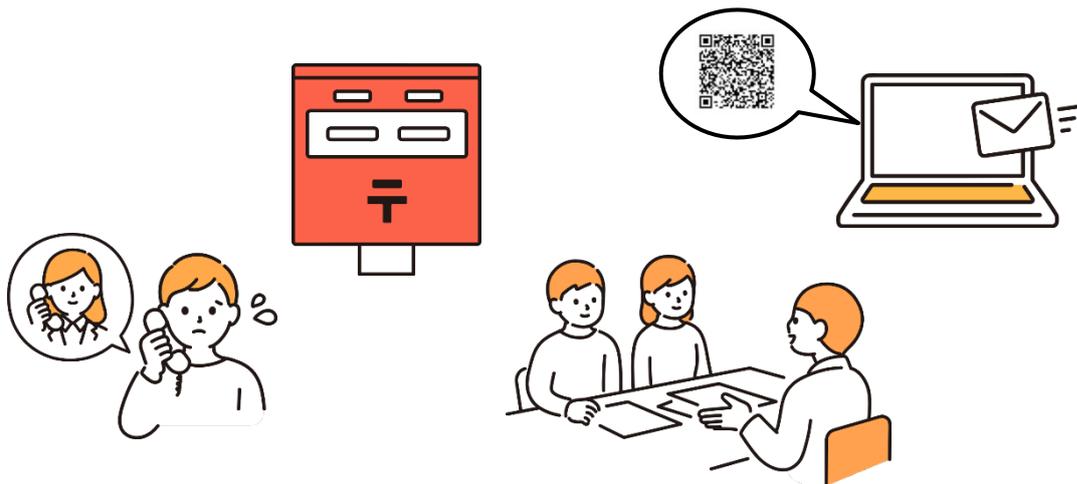
- ・ 国道に危険な箇所があるので、早く補修してほしい。
- ・ 道路の案内標識が分かりにくいので改善してほしい。
- ・ 手続や申請をどこにしたらよいか分からないので、教えてほしい。

行政相談委員とは？

- ・ 行政相談委員法に基づき総務大臣が委嘱する民間ボランティア（任期2年）。
- ・ 地域の方々から国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関への通知を行っています。
- ・ 各市町村に1人以上配置されています。
（全国で約5,000人、福島県内で116人（令和6年8月1日現在））

相談する方法は？

行政相談は、電話、対面、手紙、FAX、インターネットなどで受け付けています。



総務省行政相談センター

まぐみみ福島

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階

おこまりなら まるまるくじょーひゃくとおばん

行政苦情110番 0570-090110